

審 査 基 準

令和7年5月28日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第4項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の2第1項及び第3項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第3 9条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 即日 警察署 概ね3週間
申 請 先：各運転者講習センター、各警察署
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 各警察署
備 考：